

○ 特殊随意契約に係る審議に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中空知衛生施設組合入札等参加者指名選考委員会要綱(令和6年要綱第3号。以下「委員会要綱」という。)第1条の2第3号に規定する随意契約(以下「特殊随意契約」という。)に係る審議についての事務取扱いに関し、委員会要綱第10条の規定に基づき必要な事項を定めることを目的とする。

(審議の取扱い)

第2条 特殊随意契約に係る審議は、委員会要綱第1条の2第3号の規定に基づき行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、審議を要しないものとする。

- (1) 例年定例的に反復繰り返し行われているもの、かつ、設計金額若しくは業務仕様の変更がない又は軽微な変更と事務局長が認めるものであって、既に承認を受けているもの(承認の際に条件を付されたもの、特殊随意契約の要件に該当しなくなったもの及び承認を受けた日から起算して5年を経過したものを除く。)
- (2) 導入事業者に限りに行うことができる情報システムの改修、維持管理等に係る業務委託であるもの
- (3) 賃貸借期間満了後に同様の賃貸借契約を再度締結するものであって、事務局長が適当と認めるもの
- (4) 滝川市の規則の準用に関する規則(昭和56年規則第1号)第2条第1項第11号の規定により準用する滝川市財務規則(昭和55年滝川市規則第34号)第129条第2項に規定する資格を有する者(以下「登録事業者」という。)の名簿に当該特殊随意契約に係る業務の登録事業者が1者だけの場合であって、当該登録事業者と締結するもの
- (5) 国又は他の地方公共団体と締結するもの
- (6) 協定書、覚書等により特定の相手方と締結することを義務付けられているもの
- (7) 法令に基づく事業の用に供するための土地若しくは建物等の不動産の買入れ又は借入れであるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、中空知衛生施設組合入札等参加者指名選考委員会が認めたもの

(審議後の対応)

第3条 委員会要綱第8条に規定する別記様式は、当該契約の施行決定の起案文書に添付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 前条第2項第1号に該当し、その写しを添付するとき。
- (2) 前条第2項第2号から第8号までのいずれかに該当するとき。

附 則

この要綱は、令和6年7月11日から施行する。